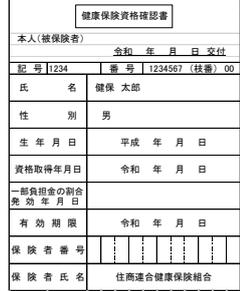


◇各証の違いについて

	健康保険証	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
形状	カード型 (イメージ) 	カード型 (イメージ) 	はがき型 (イメージ) 	A4型 (イメージ) 
交付対象者	令和6年11月29日 (金) 以前の資格取得 (認定) 日の方かつ令和6年11月28日 (木) までに当組合が届出を受領した方※1	お住まいの市区町村へご確認ください	オンライン資格確認を受けることが出来ない方	令和6年11月30日 (土) 以降に保険証の交付がされていない方かつオンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了した方
有効期限 (通常)	資格喪失まで	マイナンバーカードの有効期限	資格喪失まで	資格喪失まで
	経過措置期間終了 (令和7年12月1日) まで		原則※2 令和7年11月30日まで	なし
使用目的	医療機関の受診	医療機関の受診	オンライン資格確認を受けることが出来ない方が医療機関を受診する為	①資格情報の把握の為 ②オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関を受診するときや読み取りに不具合があった時にマイナ保険証と共に提示
取得方法	事業所経由で届出 〈令和6年11月28日 (木) まで受付〉 ※1	マイナンバーカード取得後、本人が保険証の利用登録を行う	①事業所を通じて申請交付 (任意継続被保険者は直接当健康保険組合まで申請) ②当健康保険組合の職権交付※3	資格取得手続き後、オンライン資格確認等システムへのデータ登録完了後に交付 (マイナポータルから確認可能)
返却	経過措置期間終了 (令和7年12月1日) までに資格喪失の場合	—	有効期限期日前に資格喪失の場合	不要

※1 令和6年11月28日 (木) までに受け付けた届出書類については、**11月29日 (金) までに書類の不備など内容に問題がないことが確認出来たら**、健康保険証を発行します。

※2 資格確認書の有効期限は、原則1年 (令和6年12月2日以降に発行し、一律令和7年11月30日を期限とします。以降1年ごと更新予定) 例外として、データ登録完了までに日にちを要する場合は、医療機関の受診に支障のない様に期限が2か月の資格確認書を発行します。

※3 健康保険証の有効期間 (令和7年12月1日まで) は、原則、資格確認書は発行されません。マイナンバーを登録済で、マイナンバーカードを未取得、あるいは、保険証利用を未登録の方へは、当健康保険組合で確認の上、自動的に発行し、送付します。

◇各証の用途について

用 途	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
医療機関等の受診 【保険証としての利用】	○	○	△ ※3
高齢者（70歳～74歳の方）の 医療機関等の受診 【高齢受給者証としての利用】	○	— ※1	—
入院等 【限度額適用認定証としての利用】	○	— ※2	—
前年度非課税世帯の入院等 【限度額適用・標準負担額減額認定証 としての利用】	○	— ※2	—
特定疾病の負担減額 【特定疾病療養受療証としての利用】	○	— ※2	—

※1.資格確認書を発行している70歳～74歳の方については、別途、高齢受給者証が発行されます。

※2.資格確認書を発行している方で、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証が必要な方は、申請により別途、各証を発行いたします。

※3.「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関を受診することが出来ませんが、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関を受診するときや、システムの不具合等でオンライン資格確認が出来なかった場合に、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで、記号・番号、健康保険組合名などの確認がとれ、保険診療を受けることが出来ます。